

加工食品

消費者に誤認を与えないよう、わかりやすい表示を行いましょう。

名称

「名称」は商品名ではなく、一般的な名称を表示しましょう。

(例) 惣菜、和菓子、米みそ 等

※食品表示基準別表第4、公正競争規約、乳等命令に定義がある場合は、各基準等に従った名称を表示します。

原材料名

食品添加物とそれ以外に区分し、重量割合の多いものから表示しましょう。

原料原産地名

国内で製造された全ての加工食品について、原材料の原産地を表示しましょう。

- ① 対象となる原材料
原材料に占める重量割合が最も高い原材料
- ② 表示方法
原則「国別重量順表示」。(〇〇産)
対象原材料が加工食品の場合「製造地表示」(〇〇製造)
- ③ 22食品群と個別5品目については、個別に原産地表示ルールがあります。
※輸入品の場合は、「原産国名」を表示します。

添加物

原材料に含まれる添加物含め、全ての添加物を表示しましょう。

「添加物」の事項欄を設けるか、原材料名欄においてスラッシュ(/)、改行等で区切り、重量割合順に表示が必要です。

アレルゲン

アレルゲンを含む場合は、含む旨を表示しましょう。

① 表示が義務付けられている8品目
※令和5年3月に「くるみ」が追加され、経過措置期間が令和7年3月31日に終了しました。

- えび ●かに ●くるみ ●小麦 ●そば ●卵 ●乳 ●落花生(ピーナッツ)
- ② 原材料に含まれる場合の表示方法
「〇〇(小麦を含む)」 「〇〇(乳成分を含む)」
- ③ 添加物に含まれる場合の表示方法
「〇〇(小麦由来)」 「〇〇(乳由来)」

期限表示

消費期限又は賞味期限を表示しましょう。

製造所等の所在地・製造者等の氏名

食品関連事業者の氏名(名称)と住所を表示しましょう。

- ① 食品関連事業者(表示の内容に責任を持つ者)の氏名(法人の場合は法人の名称)と住所を表示します。
- ② 食品関連事業者が製造所等と異なる場合には、枠外の食品関連事業者に近い場所に、製造所等を表示します。同一の場合には、製造所等の表示を省略できます。
 - 食品関連事業者: 製造者、加工者、輸入者、販売者
 - 製造所等: 製造者、加工者、輸入者

栄養成分の量及び熱量

栄養成分の基本5項目を、必ず次の順番で表示しましょう。

①熱量 ②たんぱく質 ③脂質 ④炭水化物 ⑤食塩相当量

※その他、個別の表示ルールが定められている食品もあります。
(例) 農産物漬物、みそ、乾しいたけ、ジャム類、レトルトパウチ食品 等



適正表示推進者講習会について

食品の適正表示推進者による自主管理を始めませんか

近年、食品表示に関する消費者の関心が高まっており、食品表示について責任を有する食品関連事業者の適正な対応が求められています。

このため、広島県では、食品関連事業者において適正表示推進の核となる人材(食品の適正表示推進者)を育成する講習会を開催して自主管理を推進し、食品表示の適正化を図ります。詳しくは広島県ホームページを御覧ください。

事業の特徴

- ① 講習会を通じて、複雑・多岐にわたり、頻繁に改正等される食品表示関係法令の習得を支援します。
- ② 修了者に「食品の適正表示推進者証」を交付し、希望者には随時、食品表示に関する最新情報をメール配信します。

講習会に関するお問い合わせ

(一社) 広島県食品衛生協会

TEL082-212-1618

広島県ホームページ



食品の適正表示推進者とは

- ① 取り扱う食品の表示をチェックします。
- ② 他の従業員へ適正表示を啓発します。
- ③ 表示に関する最新情報を収集します。
- ④ 表示内容を消費者へ分かりやすく説明します。
- ⑤ 適正表示を推進する行政施策に協力します。

禁止表示事項

- ◆ 次のような表示や広告は認められていませんので、注意しましょう。
 - ・ 健康の保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示や広告(健康増進法)
 - ・ 医薬品的な効能効果の標ぼう(薬機法)
 - ・ 優良誤認等を与える表示や広告(景品表示法)

食品表示についてのお問い合わせ・相談先

■法令・分野別相談窓口

- 食品表示法(品質事項)
県農林水産局農業技術課 TEL082-513-3586
広島市又は最寄りの権限移譲市町 (連絡先は右表を参照)
- 食品表示法(衛生事項)
最寄りの県保健所又は市保健所 (連絡先は右表を参照)
- 食品表示法(保健事項)
県健康福祉局健康づくり推進課 TEL082-513-3076
(広島市、呉市、福山市を除く)
最寄りの県保健所又は市保健所 (連絡先は右表を参照)
- 健康増進法
最寄りの県保健所又は市保健所 (連絡先は右表を参照)
- 景品表示法
県環境県民局消費生活課 TEL082-513-2732
- 薬機法
県健康福祉局薬務課 TEL082-513-3222
- 計量法
県商工労働局中小企業支援課 TEL082-513-3336
- 米トレーサビリティ法
中国四国農政局消費・安全部
米穀流通・食品表示監視課 TEL086-230-4247
- 牛トレーサビリティ法
中国四国農政局消費・安全部
米穀流通・食品表示監視課 TEL086-230-4247

■食品表示法(品質事項)の権限移譲市町

- 呉市 生活衛生課 TEL0823-25-3536
- 三原市 農林水産課 TEL0848-67-6077
- 尾道市 農林水産課 TEL0848-38-9212
- 福山市 農林水産課 TEL084-928-1186
- 府中市 農林課 TEL0847-44-9158
- 三次市 農政課 TEL0824-62-6164
- 大竹市 産業振興課 TEL0827-59-2130
- 東広島市 農林水産課 TEL082-420-0939
- 廿日市市 農林水産課 TEL0829-30-9143
- 安芸高田市 地域営農課 TEL0826-47-4021
- 江田島市 農林水産課 TEL0823-43-1642
- 安芸太田町 産業観光課 TEL0826-28-1973
- 北広島町 農林課 TEL0826-72-7363
- 大崎上島町 地域経営課 TEL0846-65-3123
- 世羅町 産業振興課 TEL0847-22-5304
- 神石高原町 産業課 TEL0847-89-3337

■県保健所(代表電話)

- 県西部保健所 TEL0829-32-1181
- 県西部保健所広島支所 TEL082-228-2111
- 県西部保健所呉支所 TEL0823-22-5400
- 県西部東保健所 TEL082-422-6911
- 県東部保健所 TEL0848-25-2011
- 県東部保健所福山支所 TEL084-921-1311
- 県北部保健所 TEL0824-63-5181

※ 衛生事項は生活衛生課又は衛生環境課、保健事項は保健課又は厚生保健課です。

■市保健所

- 広島市(食品表示法) TEL082-241-7404
- 呉市(衛生事項) TEL0823-25-3536
- (保健事項) TEL0823-25-3540
- 福山市(衛生事項) TEL084-928-1165
- (保健事項) TEL084-928-3421

安心! 広島ブランド



生産から流通・販売まで「生い立ち」がしっかり分かる商品。

農業や化学肥料の使用を通常の半分以下に抑えて栽培した農作物。



エコファーマー



土づくりとともに化学肥料・農薬の使用を低減する計画に基づき栽培した農産物。

広島県食品自主衛生管理認証



食品関連事業者による自主的な衛生管理を認証するマーク。衛生管理方法が基準を満たし、確実に管理されている施設や製品。

広島県の「食の安全・安心」への取組